

農業委員会議事録

平成31年1月8日
16時00分
2階 第2会議室

出席農業委員	11名	農地利用最適化推進委員	2名
委員出席者	会長	1番 篠崎 隆、	会長職務代理者 2番 阿部 三千里
	委員	3番 堀田 友紀恵	4番 安武 一明
		5番 松井 和行	6番 吉田 敬二
		7番 石川 賢一	8番 福田 誠
		9番 落石 好紀	10番 笠井 初男
		11番 堺 千賀子	
		農地利用最適化推進委員 岩隈 和重（立花）、落石 廣孝（新宮）	
欠席者	なし		
事務局出席者	竹上課長、森主幹、高野主査		
議 題			
事務局	<p>全員起立、礼、ご着席ください。 総会出席者数13名、農業委員出席者11名、定数に達しておりますので、 只今から1月の農業委員会総会を開会いたします。</p>		
会 長	<p>会長あいさつ 3番委員、4番委員議事録押印者任命。 それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>		
事 務 局	<p>それでは、第1号議案新宮町農業振興地域整備計画変更に関する意見について説明します。1頁をご覧ください。計画変更の内容。農用地からの除外。整理番号1。区域番号1、土地の所在、〇〇の一部。用途区分、農用地。地目台帳田、現況畑、面積482㎡の内81.96㎡。計画変更の目的、分家住宅建築の為。以下、区域番号2、3については記載のとおりです。3筆合計1,693㎡の内460.53㎡についてです。転用事業者〇〇、事業内容、分家住宅建築の為。農地法5条による転用を計画されています。2頁をご覧ください。申請地は、上府公民館から東に約500mにある農地です。現在住まれている住宅の隣接地で集落に接続する箇所となります。3頁に参考字図集合図を添付しております。青の点線の範囲が農用地区域、赤の線が、今回除外を申請する範囲、緑の線が転用計画の範囲となります。4頁が転用</p>		

	<p>計画図となります。農用地から転用用地を除外し、分筆後、転用申請を行います。外構等は未定ですので、転用申請の際に被害防除等について指導を行います。申請地以外の敷地では、分家住宅の建築が困難である為、農用地の除外を申請されています。なお、計画地は市街化調整区域である為、都市計画部局と分家住宅での開発許可申請協議をしており、必要な手続きについては別途行われます。以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。</p>
○ 番 委 員	<p>申請人から相談を受けている案件で、母屋の敷地は急傾斜地になっており、建て替えに困難を生じています。申請人は所有地での建築を望んでおり、申請地以外適当な土地はありません。土地は〇〇さん名義になりますが、〇〇さんの分家住宅として建築を計画されており、地元では特に問題ありませんのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>他に意見はありませんか？</p>
○ 番 委 員	<p>必要最小限で除外されるようだが、農用地との境界は明確にできるか？敷地を広げる可能性はないか？</p>
事務局	<p>除外する土地は、転用申請時に分筆する必要があり、農用地との境界は明確にできます。また、外構については転用申請時に、被害防除や敷地を明確にする指導が可能です。</p>
推進委員	<p>市街化区域に土地を持っていれば、そちらに建てられるのでは？</p>
事務局	<p>分家住宅の審査基準にも同様の内容がありますが、他の土地は既に土地利用済みで、申請地以外の土地では建築出来ないと確認しています。</p>
推進委員	<p>申請地以外できないという理由で、例えば、農地の真ん中に立つような場合も出てくるのでは？特別な事情があればどこでも出来るのか？接道がない土地や、排水先が未整備の土地の場合は？</p>
事務局	<p>インフラ等の問題もありますが、農用地の除外には農地転用の見込みが必要です。転用審査の中で、他の農地に影響がある転用はできないなど様々な要件があり、簡単にどこでもできるという話にはなりません。</p>
会 長	<p>他に意見はありませんか？意見がなければ、新宮町農業振興地域整備計画変更に関する意見について決をとります。意見のある方は、挙手をお願いします。（意見なし）</p> <p>特に意見がないということで、農業委員会としての回答とします。続きまして、第2号議案に入ります。事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第2号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。5頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積1,600㎡。所有者〇〇。譲受申請者、〇〇。住所、所有者に同じ。契約の内容〇〇持分の2分の1を贈与。贈与後は、全員が4分の1ずつ所有します。都市計画、調整区域、農振計画、農用地。1筆合計1,600㎡についてです。6頁をご覧ください。申請地は、原上公民館から北西に約400mにある農地です。7頁に現況のわかる航空写真を、8頁に参考字図集合図を添付しております。〇〇での贈与で、〇〇で農業をされている為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。</p>
〇番委員	<p>申請人は、〇〇で農業されており、〇〇への贈与となります。地元では特に問題ありません。</p>
会長	<p>他に意見はありませんか？</p>
推進委員	<p>農地を譲り受けることができる対象者の目安の確認が必要。以前の農業委員会の判断と変わっては公平性を欠く。今回農業委員が入れ替わっているのので、対象者の整理と審査内容の確認を。</p>
事務局	<p>対象者については、世帯員となっており、審査内容は以前と同じです。町内については、家族で営農していれば原則問題ありませんが、町外については、実際の農業従事の実態などを確認して審査しています。各委員におかれましても審査のほどよろしくお願いします。</p>
会長	<p>他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 引き続き報告案件について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>それでは報告案件について説明します。報告案件①、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について説明します。9頁になります。 土地の所在〇〇、地目台帳田、現況田、面積372㎡。所有者〇〇。転用届出者、所有者に同じ。転用目的、長屋住宅、駐車場の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。他2筆については記載のとおりです。3筆合計844.34㎡についてです。10頁をお開きください。位置図になります。佐屋集会所から東に約150mとなります。11頁に現況のわかる航空写真を、12頁に参考字図集合図を添付しております。13頁が計画図になります。計画地周囲はすべて新設ブロック、フェンス等で区切る為、隣地への影響はありません。雨水は計画地内で集水後、町道側溝に放流します。浄化槽で汚水処理しますが、処理水については、地元要望から農地の水路に放流で</p>

	<p>きない為、別系統にて、農地がない町道側溝へ放流します。周囲への影響もない為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か質問等がありませんか？無いようであれば、事務局、その他について説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>その他について ○平成30年度農業委員会研修大会について 出欠確認。日程等の案内 ○小作権について 永小作権、農地法3条、利用権設定を説明。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何かありませんか？ないようでしたら、次回の日程調整を行います。 (日程調整) それでは、次回は、2月5日(火)、16時00分から開催します。これをもちまして1月の農業委員会総会を閉会します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>全員起立、礼、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上16:45分</p>